

新長田駅北・中地区

★まちづくり協定の届出について★

- ・届出書等の届出先：神戸市まち再生推進課と、新長田駅北・中地区まちづくり協議会
- ・届出書類等：裏面参照
- ・協議会の審査日時：適宜（協議会届出受理から2週間以内に審議）
- ・協議会への届出が遅れると、「適合通知書（葉書）」の発行も遅れますので早めの届出をお願いします。
- ・協議会へ届出者より物件内容説明について
届出書類（概要書・図面・現況写真）を会長宅へ送付し、必要あれば説明を求められます。

- ・協議会への届出等の詳細については
「新長田駅北・中地区まちづくり協議会」に直接問い合わせてください。
- ※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
 - 2、土地の区画形質または用途の変更
 - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※**確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！**

- ・届出は、建築確認申請の前に！
確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに
- ・届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所（まち再生推進課）より「適合通知書（葉書）」を発行します。
- ・建築確認申請に、「適合通知書（葉書）」の添付等の必要はありません。
（「適合通知書」の受領前に、建築確認申請はできます）
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書（葉書）」の写しが必要です。

★景観形成市民協定地区について★

- ・「新長田駅北地区東部景観形成市民協定（いえなみ基準）」が定められています。
協定と一緒に届出が必要ですが、市への届出は不要です。
- ・詳しくは「景観政策課（電話：078-595-6724）」へお願いします。

届出先と届出書類

	景観形成 市民協定	まちづくり協定
お渡し したもの		・パンフレット
		・行為の届出書(共通様式) ※裏面に届出する図面記載
		・完了・中止・廃止届(共通様式) ※届出は市へ一部のみ
		・適合通知書(葉書)
		・行為の概要書

届出先	神戸市役所まち再生推進課		新長田駅北・中地区 まちづくり協議会	
	景観形成市民協定	まちづくり協定		
届出してい ただもの	※届出不要	・行為の届出書		
		・適合通知書(葉書) ※ <u>切手を忘れずに!</u>		
		・行為の概要書		・行為の概要書
		・図面(届出書裏面に記載)		・図面(届出書裏面に記載)
		・現況写真		・現況写真
届出部数	—	1部	1部	

「行為の届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」は1対1でも入手できます。
ただし、「適合通知書(葉書)」は神戸市まち再生推進課の窓口にて入手してください。

神戸市まちづくり協定



新長田駅北・中地区まちづくり協定

(下部に「PDF形式」)

新長田駅北・中地区において建築・開発事業を行われる予定の方へ (建築物等の新築・改築・増築・用途変更工事および造成工事等についてのお願い)

新長田駅北・中地区まちづくり協議会

新長田駅北・中地区は、阪神・淡路大震災被災後の復興計画において、皆様のご協力をいただき、より美しいまちをつかっていきたいと、平成10年(1998年)7月に景観形成市民協定「いえなみ基準」を定めました。

また、平成21年(2009年)11月には、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」に基づき、「新長田駅北・中地区まちづくり協定」を神戸市長と締結しました。

私たちは、緑ゆたかな住環境や景観に配慮したいえなみを促進し、住商工が相乗する新しい町「社の下町」の形成をめざしたまちづくりビジョンを継承し、次世代に引き継いで行きたいと考えています。

そのため、新長田駅北・中地区において、建築物等の新築・改築・増築・用途変更工事および造成工事等を予定されている方は、「いえなみ基準・建築事前報告書」とともに、「まちづくり協定の届出書類〔行為の概要書・図面(届出書裏面に記載)・現状写真]」を下記まで提出(郵送可)していただくようお願いしています。

また、必要に応じて計画内容等についての事前の説明をお願いする場合がございますので、よろしくご協力をお願いします。

※ 「新長田駅北・中地区まちづくり協定」の内容及び届出書類は、神戸市のホームページより取出しが出来ます。

[神戸市まちづくり協定](#)を検索→「新長田駅北・中地区まちづくり協定」

記

◆ ご連絡・お問い合わせ・届出書類の提出は、以下までお願いします。

新長田駅北・中地区まちづくり協議会

※連絡先については、届出時に別途お知らせします。